ファミリー・サポート・センターの利用料を助成します

生活保護または児童扶養手当を受給している世帯か、区市町村民税非課税世帯の方がファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、援助会員に支払った利用料金を助成します。（※交通費、食費などの実費及びキャンセル料は対象外です）

対象となる方

●豊島区に在住、住民登録している
●センターに会員（利用会員）登録している
●生活保護または児童扶養手当を受給している世帯 及び 区市町村民税非課税世帯

助成内容

世帯	利用単価	補助	注意事項
生活保護受給世帯	【平日】７時～19 時 １時間／800 円 その他の時間帯は 900 円 【土・日・祝】 １時間／900 円	全額	※交通費、食費などの実費　及びキャンセル料は対象外です。 ※助成申請には「援助活動の報告兼領収書（利用会員用）」の原本を添付してください。 ※要件に該当しなくなった場合は、至急担当までお知らせください。
児童扶養手当受給世帯 区市町村税非課税世帯		半額	

必要書類等

① 生活保護受給証明書、児童扶養手当受給証書、区市町村民税非課税証明書または税額決定通知書のいずれか
② 印鑑　**※公簿等で確認ができる場合は、①を省略することができます。**

ご利用の流れ

会員登録
ファミリー・サポート・センターの利用会員登録が必要です。

→ **登録申請**
必要書類をご提出いただき、利用料助成の登録申請をします。

→ **審査・承認**
区が審査し、承認しましたら承認通知書をお送りします。

→ **報告・申請**
サポートご利用後、**利用月の翌月 10 日まで**に区役所へ利用料助成金交付の申請をしてください。

→ **審査・支給**
区が審査し、助成が認められましたら、**申請月の翌月 15 日頃**にお振込みします。

〔お問い合わせ先〕
豊島区子ども家庭部　子育て支援課　庶務・事業グループ　☎03-4566-2478
ファミリー・サポート・センター事務局　☎03-3981-2146